

# 重度訪問介護

基本部分 ( ) 内旧単位		重度の障害者に提供する 場合	身体拘束 廃止未実施 減算	虐待防止 措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	情報公表 未報告減算	2人での 介助	早朝夜間深 夜加算	特定事業所 加算	特別地域 加算
1 時間未満	186 単位(185)	重度障害者等 の場合 +15/100  障害支援区分 6に該当する 者の場合 +8.5/100	$\times 99/100$	$\times 99/100$	$\times 99/100$	$\times 99/100$	$\times 200/100$	早朝 6~8時 夜間 18~22時 +25/100  深夜 22~翌6時 +50/100	(I) +20/100  (II) +10/100  (III) +10/100	+15/100
1 時間以上 1 時間 30 分未満	277 単位(275)									
1 時間 30 分以上 2 時間未満	369 単位(367)									
2 時間以上 2 時間 30 分未満	461 単位(458)									
2 時間 30 分以上 3 時間未満	553 単位(550)									
3 時間以上 3 時間 30 分未満	644 単位(640)									
3 時間 30 分以上 4 時間未満	736 単位(732)									
4 時間以上 8 時間以上 30 分増すごとに	821 単位(916)+85 単位~									
4 時間以上 12 時間以上 30 分増すごとに	1,505 単位(916)+85 単位~									
12 時間以上 16 時間以上 30 分増すごとに	2,184 単位(916)+81 単位~									
16 時間以上 20 時間以上 30 分増すごとに	2,834 単位(916)+86 単位~									
20 時間以上 24 時間以上 30 分増すごとに	3,520 単位(916)+80 単位~									
移動介護加算	1 時間未満	100 単位								
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	125 単位								
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	150 単位								
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	175 単位								
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	200 単位								
	3 時間以上	250 単位								

加算名	単位数	単位数			
		1日につき	1月につき	月2回を限度	1回につき
初回加算	200 単位		●		
利用者負担上限額管理加算	150 単位				●
緊急時対応加算	100 単位			●	
	地域生活支援拠点等の場合	50 単位		●	
移動介護緊急時支援加算	240 単位	●			
行動障害支援連携加算	150 単位				●
<u>入院時支援連携加算</u>	<u>300 単位</u>				●
喀痰吸引等支援体制加算	100 単位	●			

福祉・介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

## 各種加算の改定ポイント

名称	詳細
(新設) 虐待防止措置未実施減算	虐待防止措置の適正化のための取組みが適切に行われていない場合に減算となります。
(新設) 業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時に備え、サービスの提供を継続的に実施するために非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）が策定されていない場合に減算となります。
(新設) 情報公表未報告減算	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合に減算となります。
(新設) 入院時支援連携加算	病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に加算することができます。